

Ⅱ 防火対象物点検報告制度

1 防火対象物点検報告とは（消防法第8条の2の2）

平成13年9月に発生した東京都新宿区歌舞伎町ビル火災（44名死亡、3名負傷）等を受け、消防法が大幅に改正され、平成15年10月1日から、一定の建物の管理について権原を有する者（以下「管理権原者」）には、「防火対象物点検資格者」に1年に1回、防火管理上必要な業務等についての点検をさせ、その点検結果を消防機関へ報告することが義務付けられました。

2 点検が義務となる防火対象物（消防法施行令第4条の2の2）

消防法施行令別表第一、(1)項～(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ及び(16の2)項に掲げる防火対象物（特定防火対象物）であって、以下に掲げるもの

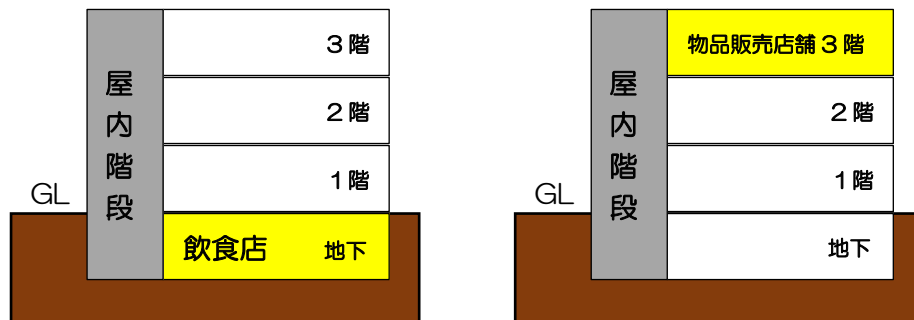
○収容人員が300人以上のもの



○収容人員が30人以上の建物で次の要件に該当するもの

(1) 特定用途部分が地階又は3階以上に存するもの（1階及び2階部分は除く）

(2) 屋内階段が一つのもの



3 防火対象物点検報告の流れ

○点検の依頼

防火対象物の管理権原者（所有者等）は、防火対象物点検資格者に点検を依頼する。



○点検の実施・報告書の作成

防火対象物点検資格者は防火管理上必要な業務等が基準に適合しているかどうかを点検し、その結果に基づき報告書を作成する。

【主な点検項目】

- ・ 防火管理者を選任しているか。
- ・ 消火、通報、避難訓練を適切に実施しているか。
- ・ カーテン等の防災対象物品に防災性能を有する旨の表示が付けられているか。
- ・ 消防用設備等が適切に設置されているか、適切に維持管理されているか。
- ・ 防火戸の閉鎖に障害となる物が置かれていないか。
- ・ 避難階段に避難の障害となる物が置かれていないか。



○報告書の提出

防火対象物の管理権原者（所有者等）は、点検結果報告書を防火対象物の所在地の消防署、支署、出張所（消防長）に提出します。（2部提出）

※ 届出方法については、直接窓口へお越しいただくか、郵送（※要返信用封筒同封）も可能です。



○点検済証の表示

消防法令に適合している場合は、建物の出入口等に点検済証を1年間掲示することができます。



- ※ 建物全体が点検基準に適合していない場合は掲示できません。
- ※ 点検基準に適合しなくなった場合や点検報告を1年に1回実施していない場合は掲示できなくなります。
- ※ 点検済証の発行は、（一財）北海道消防設備協会（有料）となります。申込及び購入方法等は、（一財）北海道消防設備協会 HP を参照してください。
（URL：www.hokkaido-setsubikyokai.or.jp/sabu06b.html）



QRコード